

稲美町保育所等利用者負担額一覧表

認可保育所(認定こども園(保育所部分)、家庭的保育事業等を含む)

(単位:円)

階層区分	納入義務者の属する世帯の階層区分	保育料(月額)			
		満3歳未満児		満3歳以上児	
		保育必要量		保育必要量	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	13,000 (6,000)	12,000 (5,500)	0	0
4	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,200 (7,600)	15,200 (7,100)	0	0
5	48,600円以上 64,700円未満	23,000 (7,600)	22,000 (7,100)	0	0
6	64,700円以上 77,101円未満	25,000 (7,600)	24,000 (7,100)	0	0
	77,101円以上 80,800円未満	25,000	24,000	0	0
7	80,800円以上 97,000円未満	27,000	26,000	0	0
8	97,000円以上 121,000円未満	32,000	31,000	0	0
9	121,000円以上 145,000円未満	36,000	35,000	0	0
10	145,000円以上 169,000円未満	40,000	39,000	0	0
11	169,000円以上 235,000円未満	47,000	46,000	0	0
12	235,000円以上 301,000円未満	54,000	53,000	0	0
13	301,000円以上 397,000円未満	64,000	62,000	0	0
14	397,000円以上	74,000	72,000	0	0

①多子世帯軽減制度

利用者負担額の多子判定(第1子・第2子等の判定)の範囲は、階層区分に応じて変わります。

第2子は半額、第3子以降は無料となります。

(1)市町村民税所得割57,700円未満の場合、年齢に関係なく

最年長の子どもから順に2人目のこどもを「第2子」、3人目以降は「第3子以降」となります。

(2)市町村民税所得割57,700円以上の場合、小学校就学前の範囲内で、最年長の子どもから順に2人目のこどもを「第2子」、3人目以降は「第3子以降」となります。

②同時利用軽減制度

同一世帯から2人以上の児童が保育所(園)又は認定こども園、幼稚園(無認可は除く)、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所しているか、又は、児童発達支援あるいは医療型児童発達支援を利用している場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

③ひとり親世帯等の軽減制度

支給認定保護者が属する世帯が次のいずれかに該当し、町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯に該当する第3～6階層においては、表下段の()に掲げる負担額となります。また、町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯に該当する第2～6階層においては、最年長の子どもから順に2人目のこどもを「第2子」、3人目以降は「第3子以降」となります。

(1)ひとり親で子どもを監護している場合

(2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯

(3)特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者を有する世帯

(4)その他、特に困窮していると町長が認めた世帯